

議案第126号

磐田市小中一貫教育の推進等に係る市費負担教員の任用等に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市小中一貫教育の推進等に係る市費負担教員の任用等に関する条例の
一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和7年11月25日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市小中一貫教育の推進等に係る市費負担教員の任用等に関する条例の一部を改正する条例

磐田市小中一貫教育の推進等に係る市費負担教員の任用等に関する条例（平成22年磐田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号に掲げる扶養親族については3,000円、同項第2号」を「前項第1号」に、「1万1,500円、同項第3号から第6号まで」を「1万3,000円、同項第2号から第5号まで」に改め、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第20条第1項中「教職調整額の月額は、給料の月額に100分の4を乗じて得た額」を「市費負担教員に、教職調整額」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 教職調整額の月額は、給料の月額に100分の10を乗じて得た額とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（令和8年1月1日から令和12年12月31日までにおける教職調整額の特例）

2 第20条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

教職経験月数	大学院卒	大学卒	短大卒
12月未満	円 275, 000	円 265, 400	円 248, 500
12月以上24月未満	円 281, 800	円 270, 300	円 255, 000
24月以上36月未満	円 290, 400	円 275, 000	円 261, 200
36月以上48月未満	円 298, 900	円 281, 800	円 265, 400
48月以上60月未満	円 306, 300	円 290, 400	円 270, 300
60月以上72月未満	円 313, 400	円 298, 900	円 275, 000
72月以上84月未満	円 320, 100	円 306, 300	円 281, 800
84月以上96月未満	円 326, 600	円 313, 400	円 290, 400
96月以上108月未満	円 333, 600	円 320, 100	円 298, 900
108月以上120月未満	円 340, 600	円 326, 600	円 306, 300
120月以上138月未満	円 348, 700	円 333, 600	円 313, 400
138月以上156月未満	円 352, 800	円 340, 600	円 320, 100
156月以上	円 358, 600	円 348, 700	円 326, 600

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第20条の改正規定並びに附則を附則第1項とし、同項に見出しを付す改正規定及び附則に1項を加える改正規定 令和8年1月1日
 - (2) 第7条第2項から第4項までの改正規定 令和8年4月1日
- 2 改正後の磐田市小中一貫教育の推進等に係る市費負担教員の任用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の磐田市小中一貫教育の推進等に係る市費負担教員等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

磐田市小中一貫教育の推進等に係る市費負担教員の任用等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(扶養手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその市費負担教員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については3,000円、同項第2号に掲げる扶養親族（次項において「扶養親族である子」という。）については1人につき1万1,500円、同項第3号から第6号までの扶養親族については1人につき6,500円とする。</p> <p>4 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>5 略</p> <p>(教職調整額)</p> <p>第20条 教職調整額の月額は、給料の月額に100分の4を乗じて得た額を支給する。</p> <p>(追加)</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>(追加)</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその市費負担教員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族（次項において「扶養親族である子」という。）については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族については1人につき6,500円とする。</p> <p>4 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>5 略</p> <p>(教職調整額)</p> <p>第20条 市費負担教員に、教職調整額を支給する。</p> <p>2 教職調整額の月額は、給料の月額に100分の10を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p>

現行				改正案													
— 略				1 略 <u>(令和8年1月1日から令和12年12月31日までにおける教職調整額の特例)</u>													
(追加)				2 第20条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。													
				<table border="1"> <tr><td>令和8年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の5</td></tr> <tr><td>令和9年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の6</td></tr> <tr><td>令和10年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の7</td></tr> <tr><td>令和11年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の8</td></tr> <tr><td>令和12年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の9</td></tr> </table>				令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5	令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6	令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7	令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8	令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9
令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5																
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6																
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7																
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8																
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9																
別表第1 (第4条関係)				別表第1 (第4条関係)													
教職経験月数	大学院卒	大学卒	短大卒	教職経験月数	大学院卒	大学卒	短大卒										
12月未満	262,100円	252,000円	235,100円	12月未満	275,000円	265,400円	248,500円										
12月以上24月未満	269,300円	257,000円	241,500円	12月以上24月未満	281,800円	270,300円	255,000円										
24月以上36月未満	278,100円	262,100円	247,800円	24月以上36月未満	290,400円	275,000円	261,200円										
36月以上48月未満	286,600円	269,300円	252,000円	36月以上48月未満	298,900円	281,800円	265,400円										
48月以上60月未満	294,000円	278,100円	257,000円	48月以上60月未満	306,300円	290,400円	270,300円										
60月以上72月未満	301,100円	286,600円	262,100円	60月以上72月未満	313,400円	298,900円	275,000円										
72月以上84月未満	307,800円	294,000円	269,300円	72月以上84月未満	320,100円	306,300円	281,800円										
84月以上96月未満	314,300円	301,100円	278,100円	84月以上96月未満	326,600円	313,400円	290,400円										
96月以上108月未満	321,400円	307,800円	286,600円	96月以上108月未満	333,600円	320,100円	298,900円										
108月以上120月未満	328,400円	314,300円	294,000円	108月以上120月未満	340,600円	326,600円	306,300円										
120月以上138月未満	336,700円	321,400円	301,100円	120月以上138月未満	348,700円	333,600円	313,400円										
138月以上156月未満	343,800円	328,400円	307,800円	138月以上156月未満	352,800円	340,600円	320,100円										
156月以上	349,700円	336,700円	314,300円	156月以上	358,600円	348,700円	326,600円										